

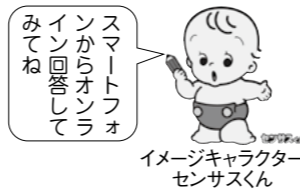
国勢調査 2015

図協働推進室 (市役所3階) ☎32-2032

9月中旬から皆さんのお宅に国勢調査員が伺います

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人を対象にした国の最も重要な統計調査で、5年に1度、全国一斉に実施されます。津山市でも国勢調査員が各世帯を訪問して調査票を配布します。調査票の回答・提出にご協力ください。

また、今回の調査はパソコンやスマートフォンからオンラインで回答することもできます。ご利用ください。



Q. 国勢調査員はどんな人なの？

A. 調査票を配布・回収する国勢調査員は総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。

Q. どんなことを調べるの？

A. 調査項目は17項目です。世帯員一人ひとりの男女の別、出生の年月、通勤・通学地、世帯員の数、居住の種類などを調べます。

Q. 個人情報を守られるの？

A. 法律で、国勢調査員には厳格な守秘義務が課せられています。また、調査票は封筒に入れて提出していただければ、調査員が中身を見ることはありません。調査票は統計を作る目的だけに使用し、厳重に管理されます。

Q. どうしても答えなければいけないの？

A. 調査票が提出されなかったり、正しい回答が得られなかったりすると、誤った統計になってしまいます。それを防ぐため、適切に回答することが法律で義務付けられていますので、回答をお願いします。

仕事などで昼間は不在が多い皆さんへ

調査員が各世帯に調査票の記入のお願いに伺いますが、不在の場合は、調査員の連絡先を記載した連絡票と調査票類をご自宅の郵便受けに入れる場合があります。

調査票の回収については、調査員に連絡するか、郵送でお願いします。

市営施設の使用料・利用料金の改定

図行財政改革推進室 ☎32-2028

行財政改革の推進や経営健全化計画による見直しにより、10月1日から市営施設の使用料と利用料金を増額改定します。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。詳しい金額については、各担当課にお問い合わせください。

施設名	料金名	担当課
津山市斎場	火葬炉使用料ほか	環境生活課 ☎32-2055
津山市地域交流センター	施設利用料金ほか	経済政策課 ☎32-2081
グリーンヒルズ津山リージョンセンター	施設使用料金ほか	公園緑地課 ☎32-2097
津山市下水道	下水道使用料ほか	下水道課 ☎32-2100
津山市農業集落排水処理施設		
津山文化センター	ホール利用料金ほか	文化課 ☎32-2121
津山市加茂町文化センター		
津山市勝北文化センター		
音楽文化ホール・ベルフォーレ津山		
津山市立文化展示ホール		
津山市体育施設 (スポーツセンター、西部公園など)	施設・照明使用料ほか	スポーツ課 ☎24-0202
津山市都市公園 (西部公園、衆楽公園 (中央公園) など)		

社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) による 個人番号通知を送付します

図市民課 (市役所1階5番窓口) ☎32-2052、各支所・出張所担当課

平成27年10月から随時「通知カード」により、12桁の個人番号 (マイナンバー) を通知します。今後、税・社会保障・災害対策の分野で使用しますので、個人番号が記載された通知カードを紛失しないよう大切に保管してください。(再交付は有料)
また、住所や氏などの変更手続きの時には、記載事項を変更する必要がありますので、通知カードをご持参ください。

■「個人番号カード (マイナンバーカード)」を希望する人は申請が必要です (初回交付は無料)

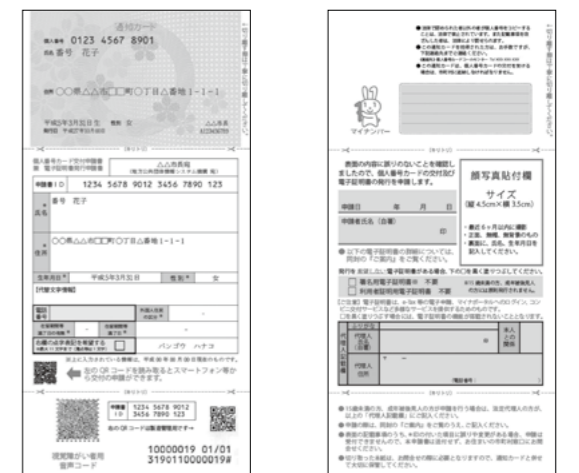
通知カードと一緒に届く個人番号カード交付申請書を使って「個人番号カード」の交付申請ができます。詳しくは、同封の案内文をご覧ください。

なお「個人番号カード」の交付は平成28年1月から開始します。

個人番号カード (マイナンバーカード) とは・・・

- ・氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真が掲載され、ICチップが内蔵されています
- ・本人確認の際の公的な身分証明書としても使用できます

通知カードと個人番号カード交付申請書イメージ (表) (裏)



■個人番号カード (マイナンバーカード) を持つと、住民票の写しなどのコンビニ交付が利用可能に

平成28年1月下旬 (予定) から、個人番号カードを使用して「住民票の写し」と「印鑑登録証明書」をコンビニエンスストア (4社) で請求することができる「コンビニ交付」を開始します。

なお、コンビニ交付については順次、広報つやまや市ホームページなどでお知らせします。

■現在、設置している証明書自動交付機は、平成28年3月末で廃止予定

廃止後は、コンビニ交付を利用してください。なお、現在お持ちの「市民カード (印鑑登録証)」や「印鑑登録手帳」は、窓口での印鑑登録証明書の申請に必要ですので、大切に保管してください。

こういった場合どうなるの？

Q. 今の住まいと住民票の住所が異なる場合は？

A. 通知カードが届かない可能性があります。既に引っ越しをされた人は、早急に住所変更手続きを行ってください。

Q. 郵便局の転送サービスを利用できますか？

A. 通知カードの郵送については、転送ができない簡易書留郵便で送付する予定です。したがって、郵便局の転送サービスを利用することはできません。

Q. 今、持っている住民基本台帳カードはどうなるのですか？

A. 有効期限まで使用できますが、個人番号カードを取得した場合は、その時点で住民基本台帳カードを廃止・回収することになります。

マイナンバー制度に関する問い合わせ先

マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178

※月～金曜日午前9時30分～午後5時30分 (土日・祝日、年末年始を除く)

※通話料がかかります